

秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱

(平成2年3月23日監-2083)

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、秋田県が発注する建設工事に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の運営形態)

第2条 共同企業体の運営形態は、各構成員が対等の立場で一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

(共同企業体の種類)

第3条 共同企業体を活用する場合には、次の各号のいずれかによるものとする。

- 一 特定建設工事共同企業体 大規模かつ技術的難度の高い工事等の施工に際し、技術力等を結集して工事の安定的施工を確保する等のため、工事毎に結成される共同企業体
- 二 経常建設共同企業体 優良な中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力、施工力を強化するため結成される共同企業体

第2章 特定建設工事共同企業体

(対象工事)

第4条 特定建設工事共同企業体に発注することのできる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる工事で技術的難度の高い工事とする。

- 一 工事費がおおむね4億円以上の高速道路、橋梁、トンネル、ダム、堰、空港、港湾、下水道等の土木工事
- 二 工事費がおおむね6億円以上の建築工事
- 三 工事費がおおむね2億円以上の設備工事

2 前項に規定する工事のほか、工事の規模、性格等に照らし特定建設工事共同企業体による施工が必要と認められる工事（ただし、条件付き一般競争入札に付す工事であって、入札審査委員会の承認を経て定める運用基準（以下「運用基準」という。）に合致する工事に限る。）については、対象工事とすることができるものとする。

（構成員数）

第5条 特定建設工事共同企業体の構成員数は、原則として2又は3とする。

（構成員の組合せ）

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、秋田県建設業者等級格付名簿に登載されている者で、第7条の構成員の要件を満たす者による組合せとし、工事ごとに定めるものとする。

（構成員の要件）

第7条 特定建設工事共同企業体の構成員は、原則として次の各号の要件を満たす者とする。

- 一 当該工事に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- 二 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- 三 全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置しうること。

2 前項に定めるほか、特定建設工事共同企業体の構成員として特に必要と認められる要件がある場合は、運用基準において、これを定める。

（出資比率）

第8条 契約担当者は、特定建設工事共同企業体の構成員の出資比率について、均等割の10分の6を下限として定めるものとする。

(代表者)

第9条 特定建設工事共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は構成員のうち最大の施工能力を有するものとし、代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(結成方法)

第10条 第7条の要件を満たす者による自主結成とする。

(入札公告)

第11条 契約担当者は、特定建設工事共同企業体の結成を入札の参加要件とするときは、その旨及び構成員の要件等に関する事項その他入札に関する事項を明示して公告するものとする。

(資格申請)

第12条 入札に参加しようとする特定建設工事共同企業体は、公告で指定する期日までに次の書類を提出するものとする。

- 一 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- 二 特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号）
- 三 その他必要とされる書類

第13条 削除

(存続期間)

第14条 特定建設工事共同企業体の存続期間は、入札の結果、秋田県が契約を締結した特定建設工事共同企業体（以下「契約企業体」という。）を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

- 2 契約企業体の存続期間は、契約に係る対象工事の完成後3月を経過した日までとする。ただし、当該期間満了後であっても当該工事につき工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任がある場合には、各構成員は連帯してその責任を負うものとする。

(共同企業体編成表)

第15条 契約企業体は、請負契約締結後すみやかに共同企業体編成表（様式第3号）を提出しなければならない。

(結成等に関する報告)

第16条 工事を所管する部局長は、特定建設工事共同企業体が結成された場合は、特定建設工事共同企業体結成名簿（様式第4号）により建設部長に報告するものとする。

第3章 経常建設共同企業体

別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱（昭和55年1月1日）は廃止する。

附 則（平成6年10月25日監－1020 一部改正）

この要綱は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成7年4月26日監－138 一部改正）

この要綱は、平成7年5月1日から施行する。

附 則（平成12年5月1日建管－333 一部改正）

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則（平成13年10月1日建管－1249 一部改正）

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成15年5月22日建管－794 一部改正）

この要綱は、平成15年5月22日から施行する。

附 則（平成16年6月11日建管－780 一部改正）

この要綱は、平成16年6月11日から施行する。

附 則（平成18年9月29日建管－1307 一部改正）

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日建管－2423 一部改正）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日建管－2349 一部改正）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月29日建政－384 一部改正）

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日建政－1431 一部改正）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(様式第 1 号)

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

共同企業体の名称

代表者の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

このたび、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、上記のとおり共同企業体を結成したので、今後、秋田県が発注する 建設工事の入札に参加したく、別添指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

また、貴発注に係る当該工事について 年 月 日から解散するまでの間、次の権限を当共同企業体代表者に委任します。この場合の使用印はつぎのとおりです。

委 任 事 項

- 1 工事の施工に関し、当企業体を代表して秋田県と折衝する権限
- 2 工事の入札及び見積もりに関する一切の権限
- 3 工事請負代金及び前払金の請求・受領に関する一切の権限
- 4 その他工事の施工に関し、諸届・諸報告の提出に関する一切の権限

使 用 印

(様式第2号)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 秋田県発注に係る 建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負
- 二 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当企業体は 建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体の事務所を 番地に置く。

(成立の時間及び解散の時間)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地
商号
代表者

所在地
商号
代表者

所在地
商号
代表者

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、秋田県と折衝する権限並びに入札書及び見積内訳明細書の提出、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当該団体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事については、秋田県と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

%

%

%

2 金銭以外の出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、秋田県及び構成員全員の承認がなければ当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合には、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合においては、除名した構成員に対しその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合を担保すべき責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 建設工事共同企業
体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、
各自所持するものとする。

年 月 日

所在地
商 号
代表者

印

所在地
商 号
代表者

印

所在地
商 号
代表者

印

〇〇共同企業体編成表



